

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号、以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、CADオペレーターとして就労していたが、平成〇年〇月に退職した。

その後、同年〇月、C医院に受診し「自律神経失調症」と診断され、平成〇年〇月、D病院に転医し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求（以下「前回請求」という。）したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官がこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだところ、当審査会は、平成〇年〇月〇日、これを棄却した（以下「前回裁決」という。）。

請求人によれば、会社が平成〇年〇月に株式上場となり、同年〇月から利益を上げるためのリストラが行われ、少ない人数で多くの仕事をこなさなければならなくなり、時間外労働が増え過労となったため、前回請求で認定された平成〇年〇月頃に発病した精神障害とは異なる別の「うつ病」を、平成〇年〇月末に発病

していたという。

請求人は、平成〇年〇月末に精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求（以下「今回請求」という。）したところ、監督署長は、今回請求に係る「うつ病」については、既に不支給決定済の精神障害と同一の疾病であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の今回請求が、業務上の事由によるものとは認められないとした前回請求と同一の精神障害によるものであるとして、休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

（1）前回請求に係る休業補償給付請求書の「傷病の部位及び傷病名」欄には「うつ病」、「療養の期間」欄には「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで736日間」と記載され、医師の証明欄にはE病院F医師の証明がある。

今回請求に係る休業補償給付請求書においても、「傷病の部位及び傷病名」欄に「うつ病」、「療養の期間」欄には「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで1445日間」と記載され、医師の証明欄には前回請求に係る請求書と同じE病院F医師の証明がある。

これら2つの休業補償給付請求書の内容をみると、療養の終期は異なるもの

の、傷病名、療養の始期及び診療機関が同一であり、当審査会としては、同一の傷病に係る請求であると判断せざるを得ない。

(2) また、請求人は、今回請求における「うつ病」の発病時期は平成〇年〇月頃であり、前回請求で認定された平成〇年〇月頃に発病した精神障害とは別の精神障害である旨主張する。

しかしながら、請求人は、前回請求においても自らの発病時期を平成〇年〇月頃である旨主張しており、監督署長によってその発病時期は平成〇年〇月頃であると判断され、当審査会もこれを支持したという経緯があり、請求人の主張は前回請求と同様の主張の繰り返しにすぎず、採用できない。

(3) 以上のことから、請求人は、今回請求において、既に不支給となった前回請求と同一趣旨の請求を行っているものであり、本件再審査請求においても前回裁決を覆す特段の事情も認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。